

定款

定 款

一般 全国水産業団体共助会
一社団法人

定款 沿革	
公布	平成26年4月1日
施行	平成26年4月1日

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国水産業団体共助会（以下「この会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この会は、水産業団体役職員の福祉の増進及び生活の安定を図ることに関する事業を行い、水産業及び漁村地域の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 退職福祉事業 水産業団体役職員の退職給付に関する事業

(2) その他この会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この会の会員は、次の3種として、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 水産基本法で定める水産業者等の水産業団体であって、この会の目的に賛同して入会した団体

(2) 准会員 この会の事業に賛同して入会した個人

(3) 賛助会員 この会の目的に賛同して、この会の事業を賛助又は推進するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 この会の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

定款

2 准会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この会は、事業運営に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める額を入会金及び運営会費として、会員から徴収することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準

定款

- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定期総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の日の1週間前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって正会員に通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 正会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで

定款

の者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録は、議長が作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。
- 3 議事録は、総会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 役員

(役員の設置)

- 第19条 この会に次の役員を置く。
- (1) 理事3名以上12名以内
- (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち会長1名、副会長2名以内、専務理事1名とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その業務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この会の業務及び財

定款

産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 この会は、常勤の理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員の責任の免除)

第26条 この会は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成等)

第27条 この会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

定款

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、議長が作成し、当該理事会に出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印する。
- 3 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

第32条 この会は、理事会の決議を経て委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、第28条第1号に規定するこの会の業務執行の決定を補佐するため、この会の組織、財務及び執行体制並びに事業に係る基本的事項等について、審議する。
- 3 第1項の委員会の委員は、理事会において選任し、会長が委嘱する。
- 4 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。任期途中で委員の交代等が生じた場合の新任者の任期は、前任者の残余期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第7章 事務局等

(事務局及び職員)

第33条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置くことができる。
- 3 事務局に職員を置く。
- 4 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第35条 この会の資産は、次の各号に掲げるものに伴う金品をもって構成する。

- (1) 一般社団法人への移行日前日の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資金運用)

第36条 この会の資金運用の方針等については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(リスク管理)

第37条 この会のリスク管理の方針等については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費支弁の方法)

第38条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(借入金)

第39条 この会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会の議決を経て、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 この会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経た場合は、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く

定款

ものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の理事会の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を定時総会開催日の2週間前の日から主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第42条 この会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行

う。

第11章 雜則

(その他の事項)

第47条 この定款に規定されていない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令によるものとする。

2 この定款に定めるもののほか、この会の業務運営上重要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この会の最初の代表理事は会長鎌田光夫、副会長川端勲、副会長松井明、業務執行理事は専務理事佐々木穂とするとする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。